

統合中学校新築工事設計プロポーザルの実施について

統合中学校新築工事設計業務について、下記の要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和2年2月17日

有田市長 望月良男

統合中学校新築工事設計プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、統合中学校の新築工事に係る、基本・実施設計業務(以下、「本業務」という。)の受託業者の選定について、プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 施設の概要及び業務の内容

(1) 施設の概要

敷地面積 約25,400m²

延床面積 12,000m²程度

(校舎：9,000m²程度、屋内運動場・武道場：約3,000m²程度)

学校規模 普通学級：18学級、特別支援学級：3学級

(2) 業務の内容

統合中学校新築工事の基本・実施設計

※詳細は、統合中学校新築工事設計業務委託仕様書を参照

3. 委託金額(上限金額)

金202,000,000円(金額には消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4. 参加する者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルへ参加できる者は、単体企業又は共同企業体であって、提案書を提出した日から最優秀提案者を決定する日までの間、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、単体企業又は共同企業体のいずれかでの参加しか認めないものとし、複数の共同企業体の構成員を兼ねることはできないものとする。

(1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 建築士法第26条第2項に基づく戒告処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと、または同項に基づく閉鎖処分を受けている期間でない者、もしくは閉鎖処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと。

エ 有田市建設工事及び委託業務請負業者資格審査要綱(平成11年訓令第18号)第5条に定める令和2・3年度入札参加資格者名簿(本庁部門の建築士事務所部門)に登録された者であること。

(注) 令和2・3年度建設工事等一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請(以下、「入札参加資格審査申請」という。)は、令和2年2月28日(郵送の場合は同日必着)まで、有田市役所経営管理部総務課で受付しているため、同日前に参加表明書の提出する場合は当該申請をしていない者であっても参加表明書は受理するが、当該申請を行わずもしくは審査の結果、当該名簿に登録されなかった者は、失格とする。

オ 同一入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。

キ 和歌山県より、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

ク 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年訓令第2号。以下、「参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

ケ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号）別表第2左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。

コ 一級建築士が5名以上在籍（公告日の3ヶ月前から継続して在籍している一級建築士に限る。以下本項において同じ。）している者であること。

サ 平成16年4月1日以降に受託し、本プロポーザルの公告日までに業務が完了^(注)した学校教育法に基づく学校（ただし、幼稚園を除く。）の校舎（3階以上かつ延べ床面積3000㎡以上のものに限る。）の新築又は改築に係る実施設計業務の受託実績（共同企業体の構成員としての受託実績は、出資比率が30%以上のもの。）があること。

シ サに定める業務において管理技術者として従事した実績のある一級建築士を本業務の管理技術者として配置することができる者であること。

(注) 実施設計業務に加え、当該実施設計の対象物の建設工事に係る監理業務を一括して受託した業務においては、実施設計業務における成果品を発注者に引き渡しを終えていれば完了したものとみなす。

(2) 共同企業体の場合

ア すべての構成員は、(1)アからエまで及びカからケまでのすべての要件を満たしている者であること。

(注) 構成員のいずれかに、(1)エに示している申請を行わずもしくは審査の結果、当該名簿に登録されなかった者を含んでいる共同企業体は、失格とする。

イ 共同企業体の構成員は3者以内であること。

ウ 1構成員あたりの出資比率が、構成員数が2者である共同企業体にあつては30%以上、構成員数が3者である共同企業体にあつては20%以上であること。

エ すべての構成員は、当該共同企業体構成員を除く同一入札に参加しようとする者（共同企業体の構成員を含む。）との間に(1)オの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する関係がないこと。

オ 各構成員に在籍している一級建築士の合計が5名以上であること。

カ 構成員に(1)サの要件を満たす者を含んでいること。

キ 主たる構成員は、(1)シの要件を満たす者であること。

5. プロポーザルの日程に関する事項

- (1) プロポーザルの公告日
令和2年2月17日(月)
- (2) プロポーザル実施要領及び資料の配布期間
公告日より令和2年2月28日(金)午後4時まで
- (3) プロポーザルへの参加表明書提出期間
公告日より令和2年3月4日(水)午後4時まで
- (4) 質問受付及び回答の期限
受付開始 : 令和2年2月25日(火)
受付期限 : 令和2年3月16日(月)午後4時まで
回答期限 : 令和2年3月19日(木)午後4時まで
- (5) 企画提案書の提出期限
令和2年3月26日(木)正午
- (6) 企画提案書1次審査結果の通知
令和2年4月6日(月)から令和2年4月10日(金)まで(予定)
- (7) 企画提案説明の開催
令和2年4月13日(月)から令和2年4月17日(金)まで(予定)
- (8) プロポーザル審査結果の公表
令和2年4月20日(月)(予定)

6. プロポーザルの手続に関する事項

- (1) 本プロポーザルの公告の方法

有田市ホームページへの掲載による。

(2) プロポーザル実施要領及び資料の配布方法

有田市役所経営管理部総務課管財係で配布するので、配布希望者は、統合中学校新築工事設計プロポーザル資料配布願(別記第1号様式)に一級建築士事務所を登録していることを証する書類及びCD-Rのブランクメディアを添えて配布先に提出すること。郵送による配布は行わない。

配布する際、配布希望者の確認を行い、一級建築士事務所を登録していない者にはプロポーザル資料を配布しない。また、前項第2号に記載する配布期間を過ぎた後は、いかなる理由であっても新たにプロポーザル資料を配布しない。

なお、配布した資料は、本プロポーザルに係る業務にのみ使用することし、第三者に提供し、また、閲覧等をさせてはならない。これはプロポーザル実施後も同様とする。また、プロポーザル実施後、配付した資料をすべて破棄すること。

(3) プロポーザルへの参加表明の方法

前項第3号に記載する期間内に、次のアからオに掲げる書類を郵送もしくは有田市役所経営管理部総務課管財係まで持参すること。郵送する場合は、一般書留(もしくは簡易書留)で送付し、前項第3号に記載する期間内に必着しなければならない。普通郵便で郵送された参加表明書は受理しない。また、参加表明書は、事前にプロポーザル実施要領等の配布を受けている者もしくはその者が含まれている共同企業体でなければ提出できない。

ア 統合中学校新築工事設計プロポーザル参加表明書(別記第2号様式)

単体企業で提出する場合は単体企業用の様式を、共同企業体で参加を表明する場合は共同企業体用の様式を使用すること。

イ 委任状(別記第3号様式)

プロポーザルへの参加及び設計業務の受託に係る一切の権限を従業員等に委任する場合のみ添付すること。なお、単体企業で提出する場合は単体企業用の様式を、共同企業体で参加を表明する場合は共同企業体用の様式を使用すること。

ウ 共同企業体結成届出書(別記第4号様式)

共同企業体で参加を表明する場合に添付すること。その場合、共同企業体協定書を企画提案書提出時に提出する必要がある。

エ 一級建築士事務所を登録していることを証する書類

共同企業体で参加を表明する場合であって、事前にプロポーザル実施要領等の配布を受けている者を除くすべての者(ただし、入札参加資格審査申請を行っている者を除く。)の書類を添付すること。

オ 返信用封筒(84円切手貼付)

郵送で提出する場合。

提出書類の内容に不備等がなく、参加表明書を受理したときは、受付番号を付した参加表明書受理書(別記第5号様式)を交付する。

(4) 質問及び回答の方法

質問は、第2号に定めるプロポーザル資料の配布を受けた者でなければすることができない。

質問は、前項第4号に記載する受付開始日から受付期限までの間にすること。受付開始日前及び受付期限後になされた質問には回答しない。

質問をする場合は、質問書(別記第6号様式)に必要な事項を記入し、FAXもしくは電子メールにて下記担当まで送信すること。質問書の提出は、資料の配布を受けた者でなければ行うことはできず、また上記以外の方法による質問は受付しない。

質問書の資料番号欄に必ず資料番号を記入すること。資料番号は、配布した資料(CD-Rのラベル)に記載されている。

質問に対する回答は、質問者に対してのみ、都度行う。ただし、その内容が、参加者が共有すべき事項であると有田市が判断したものについては、都度、有田市ホームページ上に掲載する。

提出先 有田市経営管理部総務課管財係 宛

FAX 0737-82-1725

メール somu@city.arida.lg.jp

(注) 質問書を送信した後、下記まで到着確認の連絡をすること。

TEL 0737-22-3750

有田市経営管理部総務課管財係直通

なお、確認の連絡は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。

(5) 企画提案書の作成及び提出方法

次のアからオまでに掲げる書類等を、前項第5号に記載する期日までに有田市役所経営管理部総務課管財係まで直接持参すること。

なお、企画提案書の提出後における書類の追加、差し替え等は一切認めない。

企画提案書の作成に当たっては、別に示すコンセプト及び特記仕様書を参考にされたい。

ア 企画提案書提出書(別記第7号様式。提出部数1部)

イ 共同企業体協定書(共同企業体で参加する場合のみ。提出部数1部)

ウ 企画提案書(別に示す「プロポーザルに係る企画提案書作成要領」(以下、「作成要領」という。に定める各様式に当該様式の指定書類等または補足資料を添えて提出すること。))

作成要領に定める様式の内、第5号様式から第7号様式までの各様式、当該様式の補足資料及びそれらを閉じるファイルのすべてに提案者が特定される表記をしないこと。

提出するすべてのファイル（計14ファイル）の表面に参加表明書受理書に記載されている受理番号を記載すること。

なお、提出部数等は次のとおり。

「プロポーザルに係る企画提案書作成要領」に定める様式の別	提出部数	調製方法
第1号様式から第4号様式まで	各 2部	左記の様式及び指定書類等を1部ずつファイルに綴じて提出すること。
第5号様式から第7号様式まで	各 12部	左記の様式及び補足資料を1部ずつファイルに綴じて提出すること。

エ 参加表明書受理書の写し（1部）

オ 企画提案書一式にかかる内容の記録データ（1部）

- ・ データ形式はPDFとし、企画提案書1ページをPDF1ページとして記録したものとする。
- ・ 第1号様式から第4号様式までは、様式のみを記録すること。指定書類等については、記録を要しない。
- ・ 第5号様式から第7号様式までは、様式に加え、補足資料についても記録すること。
- ・ 記録媒体はCD-R、DVD-RもしくはSDカードとする。
- ・ PDFはWindows PCでの閲覧及び紙媒体への出力（印刷）が可能であること。
- ・ 提出したデータ記録媒体は返却しない。

(6) 企画提案書の1次審査の実施に関する事項

提出された企画提案書の内、第1号様式から第6号様式までを対象とする1次審査を実施する。

1次審査の審査方法については次項に規定する。

(7) 企画提案書の帰属等について

ア 企画提案書の内容については、本プロポーザルにおける最優秀評価者等の選定以外に使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合においては有田市情報公開条例に基づき取り扱う。

イ 本プロポーザルの結果、設計業務委託契約の受託者となった者が提案した企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

ウ 企画提案書等に著作権、特許権、意匠権等法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

エ 提出した企画提案書等は返却しない。

オ 設計業務委託契約の受託者とならなかった者の企画提案内容の一部を有田市が本プロポーザル以外で利用しようとする場合は、提案者の合意を求めることとする。この場合、提案者は、有田市との交渉に応じるようご配慮願いたい。

(8) 企画提案説明に関する事項

企画提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）は、前項第7号に記載された期間内に行う。なお、各提案者の日時については、遅くとも企画提案説明日の3日前（土曜・日曜・祝日を除く）までに、担当者より直接連絡する。

7. プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査機関

本プロポーザルの審査は、統合中学校設計プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、本プロポーザルの参加者（その関係者を含む。）が本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接もしくは間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこともしくは行ったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者もしくは次点者に選定された者はその選定を取り消す。また、当該行為を行おうとしたこともしくは行ったことが判明した者に対し、参加資格停止要綱の規定に基づき入札参加資格停止処分を行う。

(2) 審査方法

ア 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。

参加者が1者のみであった場合においても、審査委員会において審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

イ 1次審査

本審査の前に、1次審査を実施し、本審査を行う者を選定する。

1次審査の審査は、評価基準のうち、次の各評価項目を提出された書類のみで審査し、上位5者程度を選定する。

分類	評価項目
1. 業務遂行能力	①実施体制及び配置予定者の実績等
2. 地域精通度	①地元に精通していること
3. 業務全体に対する姿勢・意気込み	①管理技術者の本事業に対する実施方針 ②発注者と設計者との連携体制及びコミュニケーション方法
4. 設計業務における技術提案	①周辺環境への配慮について ②学校施設の安全性・利便性について ③充実した教育環境施設にするための工夫 ④省エネルギー・長寿命化について ⑤イニシャルコスト・ランニングコストの縮減について ⑥防災・避難所機能について ⑦バリアフリーへの配慮について

なお、2. 地域精通度は、有田市内の一級建築士事務所が共同企業体構成員に含まれている場合、または実施体制に協力事務所として含まれている場合それぞれ加対象とする（本号エについて同じ。）。

1次審査の結果は、各提案者に対し、可否のみを統合中学校新築工事設計プロポーザル1次審査結果通知書（別記第8号様式）で通知する。

その際、例え提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、参加者の総数を公表するとともに、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示することとする。

ウ 企画提案説明

審査委員会は、1次審査で合格した者に対し、本審査を実施する。

本審査を行う日時及び時間配分等については、決定次第対象者にその詳細について連絡する。

エ 本審査の評価基準

評価の基準は次の表のとおりとし、各提案者の点数は評価者各々の点数の総和（以下「獲得点数」という。）とする。

分類	評価項目
1. 業務遂行能力	①実施体制及び配置予定者の実績等
2. 地域精通度	①地元に精通していること

分類	評価項目
3. 業務全体に対する姿勢・意気込み	①管理技術者の本事業に対する実施方針 ②発注者と設計者との連携体制及びコミュニケーション方法
4. 設計業務における技術提案	①周辺環境への配慮について ②学校施設の安全性・利便性について ③充実した教育環境施設にするための工夫 ④省エネルギー・長寿命化について ⑤イニシャルコスト・ランニングコストの縮減について ⑥防災・避難所機能について ⑦バリアフリーへの配慮について
5. プレゼンテーション	①説明・提案書の明快さ ②的確な回答
6. その他	①その他特筆して評価できる内容

なお、記載以外の基準及び配点は非公表とする。

オ 最優秀提案者の決定に関する事項

最優秀提案者及び次点者の決定は、獲得点数により決定する。最優秀提案者及び次点者の獲得点数が同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 各提案者に対し、統合中学校新築工事設計プロポーザル審査結果通知書(別記第9号様式)にて当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、最優秀提案者の商号または名称及びその獲得点数、及び次点者の商号または名称を通知する。

イ 最優秀提案者の商号または名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を有田市ホームページ上に掲載する。

ウ 最優秀評価者の企画提案書について、最優秀評価者と本業務委託契約を締結した後に公表する。ただし、最優秀提案者と委託契約が締結できなかった場合において、次点者と交渉し、委託契約を締結した場合は、その者の企画提案書を公表する。

エ 審査結果に対する電話での問い合わせには一切応じられない。

オ 提案者は、審査結果について一切異議の申し立てをすることはできない。

8. 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 参加表明後、参加者が第4項に規定する参加資格(共同企業体の場合は、その構成員の参加資格を含む。)を満たさないことが判明した場合、もしくは、最優秀評価者が決定されるまでに、同項に規定する参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 参加者(共同企業体の場合は、その構成員のいずれか)が、入札参加資格審査申請を行わなかった場合、またその審査の結果、入札参加者名簿に登録されなかった場合。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 本プロポーザルを実施するに際し、その公平性を逸脱する行為をしたことが判明した場合。
- (5) 審査委員会の各委員に対し、本プロポーザルの実施に関して直接または間接的に接触を図ろうとし、また接触したことが判明した場合。
- (6) その他、この要領に違反する行為を行ったことが判明した場合

9. 契約について

- (1) 最優秀提案者は、本業務について、有田市と委託内容や委託金額等について交渉を行うものとする。その結果、合意に至った場合、本業務委託契約を締結する。ただし、契約を締結するに至らなかった場合は、次点者が、有田市と交渉を行うものとする。
- (2) 受託者は、契約額の10分1に相当する契約保証金を契約時に納付しなければならない。ただし、有田市が、契約保証金の納付を免除した場合はその限りでない。
- (3) 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結して、発注者に対して委託金額の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、前払金の請求は10万円を単位とする。
- (4) 委託金額の支払いは、前号の規定による前払金の支払を除き、完了後一括払いとする。
- (5) この要領に定めることのほか、契約に関する条件は、有田市財務規則(昭和55年規則第1号)に定めるとおりとする。
- (6) 前5号に定めることその他、契約条件に関する事項については、第1号に定める交渉を行う際に別途提示する。

10. その他

- (1) 参加者は、参加表明書の提出をもって本要領の各条件を受諾したものとみなす。
- (2) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面(任意様式。ただし、A4サイズに限る。)により届け出るものとする。
- (3) 現場説明は行わない。
- (4) 企画提案書は1参加者につき1提案に限るものとする
- (5) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (6) 都合により、本プロポーザルの実施を中止する場合がある。その場合であっても、中止するまでに参加者が負担した経費または中止したことにより参加者に生じた損害について、有田市は、一切補償を行わないものとする。
- (7) 最優秀提案者決定後、業務委託契約を締結するまでの間に、最優秀提案者が第4項に規定する要件を満たさなくなった場合、契約の交渉を中止し、次点者と交渉を行う場合がある。
- (8) 最優秀提案者決定後、最優秀提案者が、前項第1号による交渉に応じず、また、提案者の一方的な都合により委託契約を締結しなかった場合、最優秀提案者に対し、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止処分をすることがある。
- (9) 次点者が委託契約の交渉の相手方となった場合は、前号の規定を準用する。